

児童虐待問題から考える 児童相談所の対策と課題について

中目 蓮美

- 1 はじめに
- 2 児童虐待とは
- 3 児童相談所の対応
- 4 児童相談所の課題
- 5 おわりに

1 はじめに

少年が非行を行う原因・背景は様々なものが存在する。友人等の周辺環境、少年自身の性格、家庭環境、非行傾向があったことなどの問題があげられるが、この中で私は家庭環境の問題、特に非行少年の被虐待経験に注目したい。児童虐待問題は社会問題として扱われるほど大きな問題となるが、令和元年に法務省が少年院入院者男子 1594 人、女子 133 人合わせて 1727 人に実施した被虐待経験の有無についての資料¹を見ると男子は 33.8%、女子は 54.9%が虐待を受けたことがあると回答している。これより児童虐待問題は社会問題であると同時に少年が非行を行う大きな原因となる問題も抱えているのではないかと考えた。非行少年を減少させていくためには、非行の原因・背景に着目し解決することが必要になる。その一つとして私は児童虐待問題を取り上げようと考えた。

しかし、児童虐待問題は誰か一人の意識や行動で解決するものではなく危険も伴われるため、主に児童相談所という専門機関による対応が必要となる。限られた専門機関による対応は安全かつ確実にできるものと思われるが、実際は課題も多く家庭内で起こる児童虐待の子どもを救済することは非常に難しい。

そこで本稿では児童虐待問題の現状を取り上げると共に児童相談所の対応とそこから生まれる課題について検討していく。

2 児童虐待とは

¹ 令和 2 年版犯罪白書第 3 編/第 2 章/第 4 節/2

https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67_2_3_2_4_2.html#h3-2-4-8

(2023 年 1 月 18 日閲覧)

児童虐待は主に 4 つに分類され児童虐待の防止等に関する法律の第 2 条に定義されており、それは身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待である。それぞれ説明すると、身体的虐待は殴る、蹴る、叩く、投げ落とす等の身体的に苦痛をあたえること。性的虐待は性的行為、性関係の強要等の子どもに性的な刺激や行為をさせること。ネグレクトは家に閉じ込める、食事を与えない、酷く不潔にする等の養育の拒否や子どもを放置させることを指す。そして心理的虐待は言葉による脅しや無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう等による子どもに精神的な苦痛を与えることや自尊心を傷つけることを言う。しつけと称して子どもに厳しくする親は多数いるが、いつの間にか限度を超え虐待に発展してしまう危険性もある。しつけと虐待の明確な線引きを示すことは難しいものの、力で子どもを押さえつけようとしたり、子どもに分からせたい一心で言い方がきつくなり暴言を吐いてしまうなど大人が感情的に子どもをコントロールしようとした時点でそれは虐待であると判断できるのである。認定 NPO 法人である児童虐待防止協会が出す児童虐待の全国児童相談所相談対応件数の推移のグラフ²を見ると児童虐待の相談件数は上昇し続けており、2000 年では 50,000 件を大きく下回っていた数が、2020 年では 205,029 件となっている。

ではなぜ児童虐待は起こってしまうのか。児童虐待の問題は誰か一人の影響や一つの要因によって起こるものではなく、様々な事象が複雑に絡み合うことで発生するのである。親自身の問題や夫婦間の問題、子どもが言うことを聞かないが故の苛立ちや育児の支援者がおらず近所でも孤立してしまうことなど、原因はあらゆる所に存在し一つ一つが蓄積されいく。やがて自分の中で限界が来たとき爆発し虐待をしてしまうこととなる。自分一人で抱え込むのではなくサポートしてくれる支援者が周りにいたのなら回復へ向かうこともできるが、支援者もどうしたら良いかわからない、そもそも周りに助けてくれる人物などいないとなるとさらに孤独感に陥り親も子どもも救済することが難しくなる。そこで専門機関である児童相談所が必要となるのである。

3 児童相談所の対応

児童相談所は児童福祉法第 12 条に基づき、日本の都道府県・政令指定都市に設置される行政機関であり、令和 4 年 7 月 1 日時点で全国に 229 カ所が設置されている。厚生労働省による「児童相談所運営指針³」によると児童相談所は「子どもに関する家庭その他からの

² 認定 NPO 法人児童虐待防止協会の全国児童相談所相談対応件数の推移

<https://www.apca.jp/about/childabuse.html>

(2023 年 1 月 18 日閲覧)

³ 厚生労働省「児童相談所運営指針」(2023 年 1 月 18 日閲覧)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/01-01.html>

相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること」を主たる目的としている。子どもを第一に考え、権利を擁護し、最善の利益が出る対応を心がけているのである。そして児童相談所では相談を種別に分けて対応しており、養護相談、保険相談、障害相談、非行相談、育成相談などがあげられる。虐待の相談は養護相談に含まれており、相談件数は先ほども明記したとおり年々上昇傾向にあるといえる。

では実際に児童相談所へ相談し対応してもらうまでにはどのような手順を踏んでいくのか。一つ目の方法は親やこどもが自分自身で相談する来所・電話相談であり、自分の住む地域を管轄している児童相談所に直接申込み相談をお願いする、または児童相談所虐待対応ダイヤルである189に電話するというものである。親自身が子どもに虐待をしてしまった、またはしてしまいそうであったり、子ども自身が虐待を受けているから助けてほしいということを相談したいときに利用できるものである。窓口や電話口で相談内容を聞き、児童相談所内で検討し、相談者に回答を伝えることで成立し解決する方法である。二つ目は周辺の人たちによる通告によって、児童相談所側が動き虐待が行われているのではないかと通告を受けた家庭を訪問する場合である。児童虐待は家庭内で起こる問題であるため、近隣住民であってもその発見は非常に難しい。しかも、「もしも虐待でなかったらどうしよう」「自分が通告したとばれて恨まれるのではないだろうか」など不安な気持ちになり、通告を躊躇う人も少なくない。従来の児童虐待防止法では通告の対象を「児童虐待を受けた児童」としており、子どもが虐待を受けているところや子どもの身体に虐待によるあざや傷があることを通告者が実際に見ることが必要とされていた。しかし、平成16年の児童虐待防止法改正法によって、「児童虐待を受けたと思われる児童」に対象が拡大され虐待の事実が明らかでなくとも、その疑いがあると判断できた場合に通告義務が発生することとなった。このように範囲が拡大することで児童虐待の早期発見に繋がると共に、通告するハードルも少し下がったと考えることができるのである。そして児童相談所側も誰からの通告を受けたのかを訪問する家庭に伝えることは新たなトラブルの原因となるため一切明かさないと約束している。通告を受けた後児童相談所は、虐待を受けている子どもを守り安全を確保することを最優先とする対応を取っていく。緊急受理会議を開催し初期対応を検討し、家庭を訪問、これ以上家庭での生活が難しいと判断された場合緊急避難として子どもの一時保護を行うのである。通告を受けた家庭を訪問することも簡単ではなく、実際に虐待が行われていた場合、親は隠そうとしたり、児童相談所職員に対して高圧的な態度を取るなど一筋縄ではいかないケースも多々存在している。その時、児童相談所職員は丁寧に説明しながらどうにかして子どもを安全な所へ避難させるため、必要なときには警察にも援助を依頼して連携をとって対応していくのである。このような内容からもわかる通り、一件の児童虐待問題を扱うために行わなくてはならない仕事は非常に多い。家庭や近隣住民のプライバシーを保護しながら、通告を受け、対策を練り、実際に訪問して対応していかなくてはならないため、

常に気を張っている必要があるのだ。

4 児童相談所の課題

児童虐待の問題は一件一件丁寧に対応しなくてはならないが、年々その相談件数は増加しており、児童相談所職員の人手不足と一人が抱える任務の多さが課題となっている。

2019年2月4日に出されたプライムオンライン編集部⁴の記事によると「1人の児童福祉司が100件の虐待案件を抱えている」とされている。虐待を受けた子どもは心身共に傷ついているため手厚いフォローが必要となる中、対応する児童福祉司が異常な数の虐待案件を抱えているとなると、激務によって疲労が溜まり仕事の質が落ちてしまう、緊急性のある重度な案件を先に行い、軽度なものは後回しになる危険性があると考えられる。また、児童相談所の仕事内容は広範囲に渡っていながら、それぞれの分野で専門性が問われている。子どもと実際に向き合っ接する業務には子どもの生態について詳しく知る必要があり、相談内容の案件について対応を考える業務には経験と過去の事例から何が最適なのか導き出す考えが必要となる。そして、家庭に訪問し直接親を説得する業務には子育てをする親の生態を知って理解し、説明する力が必要となるのだ。

このような課題を解決していくためにはどうしたらよいか。まず一つ目として児童相談所で働く人材を増やすことが必要である。一人が多く仕事を抱えているのならそれを分散させるために職員の数を増やすことが現実的である。しかし、人材は急に増えるものではないため、児童相談所の現状を知ってもらい不足していることを世の中に広めることが先に重要になるといえるだろう。二つ目は一人が抱える案件に上限をかけることである。現状は上限がなく、来たらその分だけ対応しなくてはならない。そうすると児童福祉司自身も心身共に疲れ職を辞めてしまう危険性がある。それが続くことで人手不足になりまた誰かに仕事が上乘せされる悪循環に陥ってしまう。児童福祉司も健康的に働くためにも上限をつけることは必要であると考えた。

5 おわりに

児童虐待問題の相談件数は年々増加傾向にあるが、これは以前よりも通告可能義務の範囲が広がったことやネットで簡単に児童相談所虐待対応ダイヤルである189があるという情報を得られることで、家庭内で起こっていた児童虐待問題が徐々に可視化されてることからこのような結果になっているのではないかと考えられる。今までは気づくことのできなかつた問題が表に出ることで解決に繋げることができるようになった利点もあるものの、

⁴ FNN プライムオンライン編集部 2019年2月4日 (2023年1月18日閲覧)

<https://www.fnn.jp/articles/-/8712>

それにより児童相談所職員数が足りなくなり、現在異常な数の案件を抱え、同じ児童虐待問題でも重度と軽度で対応に順番がつけられる状態になってしまった。虐待が起こってしまっていたら児童相談所に相談することが必要になるが、その前段階で孤立している家庭や育児に悩んでいる親がいた場合周りの人たちが声を掛け、手を差し伸べることも児童虐待の防止になるのではないだろうか。近年ではご近所付き合いが減ったことで近隣住民との繋がりがなくなり、一人で育児を頑張る親もいるがそうならないよう地域の人々が協力し子育てに希望を持てるような地域作りを進めていくことが重要であると私は考えた。